

●宅地建物取引業者-報酬額票 金属銘板 注文書



貴社名 〒000-0000

所在地 _____

ご担当者 様

Tel _____

Fax _____

メールアドレス @ _____

※記入必須

- 銘板構造 箱曲げ加工.ステンレスHL.腐食銘板 製作費:40,000円、梱包送料:1,900円(税別)
- ご希望の構造に 箱曲げ加工.真鍮HL.腐食銘板 製作費:43,000円、梱包送料:1,900円(税別)
- ~~箱曲げ加工.ステンレスHL.印刷シ~~ ~~製作費:31,000円、梱包送料:1,900円(税別) 廃番~~
- 枠付き加工.ステンレスHL.腐食銘板 製作費:53,000円、梱包送料:1,900円(税別)
- 枠付き加工.真鍮HL.腐食銘板 製作費:60,000円、梱包送料:1,900円(税別)
- ~~枠付き加工.ステンレスHL.印刷シ~~ ~~製作費:35,000円、梱包送料:1,900円(税別) 廃番~~

宅急便コレクト送り(代引き)でお届けします。

●この製品は、角ゴシックのみとなっています。

<p style="text-align: center;">宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額</p> <p style="text-align: right;">最終改正 昭和四十五年十月二十日建設省告示第五十五号 令和元年八月二十日国土交通省告示第四百九十三号</p> <p>第一の条 この告示は、宅地又は建物の売買等に関する報酬の額を、第一項第一号から第九号までの規定する報酬額の範囲内において、つぎの通りとする。</p> <p>第一項 宅地又は建物の売買等に関する報酬の額は、第一項第一号から第九号までの規定する報酬額の範囲内において、つぎの通りとする。</p> <p>第二項 宅地又は建物の売買等に関する報酬の額は、第一項第一号から第九号までの規定する報酬額の範囲内において、つぎの通りとする。</p> <p>第三項 宅地又は建物の代埋に関する報酬の額は、第一項第一号から第九号までの規定する報酬額の範囲内において、つぎの通りとする。</p> <p>第四項 借借の媒介に関する報酬の額は、第一項第一号から第九号までの規定する報酬額の範囲内において、つぎの通りとする。</p> <p>第五項 借借の代埋に関する報酬の額は、第一項第一号から第九号までの規定する報酬額の範囲内において、つぎの通りとする。</p> <p>第六項 権利金の取扱に関する報酬の額は、第一項第一号から第九号までの規定する報酬額の範囲内において、つぎの通りとする。</p> <p>第七項 仲業者の売買又は交換の媒介に関する報酬の額は、第一項第一号から第九号までの規定する報酬額の範囲内において、つぎの通りとする。</p> <p>第八項 仲業者の借借又は交換の媒介に関する報酬の額は、第一項第一号から第九号までの規定する報酬額の範囲内において、つぎの通りとする。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">二百万円以下の金額</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">百分の十五</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">二百万円を超え四百万円以下の金額</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">百分の四・二五</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">四百万円を超え一千万円以下の金額</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">百分の三・二五</td> </tr> </table>	二百万円以下の金額	百分の十五	二百万円を超え四百万円以下の金額	百分の四・二五	四百万円を超え一千万円以下の金額	百分の三・二五
二百万円以下の金額	百分の十五						
二百万円を超え四百万円以下の金額	百分の四・二五						
四百万円を超え一千万円以下の金額	百分の三・二五						